

議案第 2 1 号

調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

令和 5 年 4 月 1 日に、地方公務員法において短時間勤務の職に関する規定の条が変更となる改正の施行があるため、提案するものです。

調布市教育委員会訓令第21号

課・室・所・館
市立学校

調布市立学校職員服務規程（昭和63年調布市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市立学校職員服務規程 昭和63年6月8日教育委員会訓令第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、調布市立学校に勤務する常勤の学校職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員（東京都教育委員会の任命する職員に限る。以下「学校職員」という。）の服務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第18条 略</p> <p><u>附 則（令和5年 月 日教委訓令第 号）</u> <u>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○調布市立学校職員服務規程 昭和63年6月8日教育委員会訓令第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、調布市立学校に勤務する常勤の学校職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員（東京都教育委員会の任命する職員に限る。以下「学校職員」という。）の服務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第18条 略</p>